

米子市児童文化センタープラネタリウム室機器等更新業務委託
プロポーザル実施要項

令和元年5月

鳥取県米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課

I 事業の趣旨と概要

1 事業の趣旨

米子市児童文化センター（以下「児童文化センター」という。）は、昭和58（1983）年3月に開館した。以来、郷土の自然と歴史文化の普及と啓発、保護や育成の拠点として多くの市民に利用されるとともに、プラネタリウムを併せ持つ施設として多くの天文ファンの期待に応えてきた。

こうした背景の中、設置から35年以上が経過しプラネタリウムの投影機本体や椅子や床などハード面の老朽化が大きな課題となっており、このままではプラネタリウムの運営に支障が生じる恐れがあることから、プラネタリウム室等の改善・刷新を図る必要がある。

投影機器等の更新に当たっては、単に機器等を最新のものに更新するだけでなく、プラネタリウム機器等を制御して操作することが可能な総合システムを採用し、市民ニーズに対応する可能性を求めるとともに、小中学校の天体学習への更なる活用を進めるものとする。

また、更新するプラネタリウム機器等は、電力使用量を抑制した環境配慮型の製品を導入することはもとより、メンテナンスに係る維持管理の負担が少ない工夫がなされることも考慮する。

2 米子市児童文化センタープラネタリウム室の概要

- (1) 所在地 鳥取県米子市西町133番地
- (2) ドーム直径 12m アルミパンチングスクリーン
- (3) 座席数 124席（すべて固定式）
- (4) 座席配置 水平一方向配列
- (5) 運用時間
 - ア 通常投影
 - ・平日 午後2時00分～、午後3時00分～
 - ・土曜日、日曜、祝日
午前11時00分、午後1時00分～、午後2時00分～、
午後3時00分、午後4時00分
午後1時00分からの回は、キッズプラネタリウム（幼児向け投影）
 - イ 学習投影
 - ・小学校4年生を対象に、家族参加型で実施
 - ウ 特別投影
 - ・ナイトプラネタリウム（年3回）
 - エ その他
 - ・上記のほか、団体利用に対応している。
- (6) プラネタリウム観覧者数（平成30年度）
 - ・17,632人
- (7) 米子市児童文化センター利用状況

利用者総数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者総数	168,325	182,185	184,854	173,937	174,764

3 事業全体の基本的な概要

(1) 事業主体

鳥取県米子市

(2) 事業の名称

米子市児童文化センタープラネタリウム室機器等更新業務委託

(3) 業務実施場所

米子市児童文化センター（鳥取県米子市西町133番地(湊山公園内)）

(4) 事業期間

契約の日から令和2年3月31日(火)まで

(5) 提案上限額

166,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を上限とする。
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(6) 業務委託の内容

主な業務委託の内容は次のとおりであるが、詳細は、別紙「米子市児童文化センタープラネタリウム室機器等更新業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照すること。

- ア 光学式プラネタリウム投影機の設置
- イ 全天周デジタル式投映機の設置
- ウ 学習用プロジェクターの設置
- エ 一般投影用スカイラインの製作
- オ 保護サークルやコンソールの設置
- カ ドーム内照明のLED化及び音響設備の入れ替え
- キ 座席の入れ替え及び床、壁の張り替え
- ク オープニング番組の作成
- ケ 機器の運転操作、管理及び取扱いに関する指導
- コ 既存機器等の撤去、処分

II 米子市児童文化センタープラネタリウム室機器等更新業務委託プロポーザルの概要

1 米子市児童文化センタープラネタリウム室機器等更新業務委託の提案募集について

この「米子市児童文化センタープラネタリウム室機器等更新業務委託プロポーザル実施要項」（以下「プロポーザル実施要項という。」）は、米子市が米子市児童文化センタープラネタリウム室機器等更新業務を委託する者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めたものである。

本プロポーザルにおいて、最も優れた提案を行った事業者と「米子市児童文化センタープラネタリウム室機器等更新業務委託契約」の締結交渉を行い、契約確定後に発注する（合意に至らなかった場合等については、V-1-(1) 契約参照）。

2 プロポーザルの方式

- (1) 公募型プロポーザル方式とする。
- (2) 最優秀の提案者を選定する。

3 実施スケジュール

応募から提案の審査、業務実施までの流れは次のとおりとする。

- (1) 仕様書等の配布期間
令和元年5月29日（水）から令和元年6月4日（火）
 - (2) 質問書の提出期限
令和元年6月6日（木）午前10時
 - (3) 質問に対する最終回答
令和元年6月12日（水）午後4時
 - (4) 参加表明書兼誓約書の提出期限
令和元年6月14日（金）午前10時
 - (5) 企画提案書の提出期限
令和元年6月21日（金）午前10時
 - (6) プレゼンテーションの実施日
令和元年7月3日（水）を予定
 - (7) 審査結果の通知
令和元年7月10日（水）を予定
 - (8) 仮契約締結の交渉
令和元年7月31日（水）までを予定
- ※本契約は、仮契約の締結後、本市議会の議決を受けた場合に限り有効となる。

Ⅲ 本プロポーザルへの参加等について

1 本プロポーザル参加者に求められる資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (2) 提案書類提出日において、米子市入札参加有資格業者の指名停止措置を受けていない者
- (3) 鳥取県米子市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係者ではないこと。
- (4) プラネタリウムの本体機器を製造及び設置ができる者。
- (5) 過去に、本業務と同種又は類似業務において、ドーム直径が約10mから約15mまでの業務実績が複数あること。

2 制限事項

- (1) 次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザルにおいて、プロポーザル参加の担当者及

び協力者などの関係者になることはできない。

ア 本プロポーザルの選考委員及びその家族

イ 事務局関係者及びその家族（事務局は、米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課）

ウ 本プロポーザルの選考委員、事務局関係者及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営
利組織に所属している者

3 質問と回答

本プロポーザル実施要項及び本プロポーザルの実施に関する質問は、質問書（第1号様式）により行うこと。

なお、提出された全ての質問に対する回答は、質問書を提出した全事業者に電子メールで回答する。電話や口頭による質問は一切受け付けない。

(1) 質問書の提出期限

令和元年6月6日（木）午前10時

(2) 提出先

米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課

(3) 提出方法

次に示す子育て支援課メールアドレスに送付すること。なお、件名を「プラネタリウム
プロポーザル質問書（事業所名）」とすること。

電子メールアドレス kosodate@city.yonago.lg.jp

(4) 質問に対する最終回答

令和元年6月12日（水）午後4時までに行う。

(5) 質問書における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

ア 本プロポーザル実施要項及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問

イ 上記（1）及び（2）を遵守しない質問

ウ 質問書以外による質問（電話等による質問）

4 参加表明書兼誓約書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、参加表明書兼誓約書（第2号様式）を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書兼誓約書（第2号様式）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出先

郵便番号 683-8686

住所 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

名称 米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課

電話番号 0859-23-5441

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、運搬、送付途上での事故については、一切責任を持たない。なお、持参する場合は、閉庁日（土曜日、日曜日）を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。（最終日は、午前10時までとする。）

(5) 提出期限

令和元年6月14日（金）午前10時

(6) 辞退

参加表明書兼誓約書を提出した後、参加を辞退する場合は、辞退届（第7号様式）を提出すること。なお、すでに受理した参加表明書兼誓約書は返却しない。

5 企画提案書等の作成方法

本プロポーザルに参加表明した者は、次に掲げる資料（以下「提案書等」という。）に必要事項を記入し提出すること。

(1) 企画提案書等の記載事項（1案に限る）

- ア 光学式プラネタリウム投影機の性能、特徴及び操作性に関すること
- イ 全天周デジタル式投影機の性能及び特徴に関すること
- ウ コンソールの操作性及び汎用性に関すること
- エ ドーム内照明の演出効果及び非常時の対応に関すること
- オ 音響設備の構成、機能及び操作性に関すること
- カ 制御機器に関すること
- キ 座席の機能、操作性及び配置に関すること
- ク 将来における経済性及びランニングコスト
- ケ 機器等の操作研修体制
- コ サポート体制
- サ 想定される施工の工程表
- シ 業務実施体制調書（第3号様式）
- ス 見積書（第4号様式）
- セ 見積内訳書（第5号様式）
- ソ 過去における本業務と同種又は類似業務の主な業務実績（第6号様式）
- タ プラネタリウムの魅力の発信と集客に資する提案
- チ その他提案事項
 - ・本市に有意義な提案があれば記載する

(2) 企画提案書類の形式

- ア 使用する文字は、10.5ポイント以上とし書体は任意とする。
- イ 用紙のサイズは、日本工業規格「A4判」を基本とし、縦使い横書き左綴りで両面印刷とすること（「A3判」を使用する場合は、折綴り）。
- ウ 提案書類の枚数制限はしない。

- エ イラスト、写真等を用いてもよい。
- オ 表紙、目次を付けて、通し番号を付すこと。
- カ 表紙には、業務名称、事業者名及び提出日を明記すること。

6 企画提案書等の提出方法

(1) 提出部数

15部（正本1部、副本14部）及び電子データ（PDF形式）をCD-R又はDVD-Rにて提出すること。

(2) 提出先

郵便番号 683-8686

住所 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

名称 米子市福祉保健部こども未来局子育て支援課 児童青少年担当

電話番号 0859-23-5441

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、運搬、送付途上での事故については、一切責任を持たない。なお、持参する場合は、閉庁日（土曜日、日曜日）を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。（最終日は、午前10時までとする。）

(4) 提出期限

令和元年6月21日（金）午前10時

(5) その他

提出後の提案書類等の訂正、追加及び再提出は認めない。

IV 審査項目、評価基準及び選考体制

1 選考体制

提案書の審査は、「米子市児童文化センタープラネタリウム室更新業務プロポーザル選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）が行う。

2 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) Ⅲ-1に掲げる資格を有しない者又はⅢ-2に掲げる制限事項に該当する者が提出した場合。
- (2) 提案書類等に記載すべき事項に不備がある場合。
- (3) 提案書等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合。
- (4) Ⅲ-5に掲げる提案書等の作成方法を遵守しない場合
- (5) Ⅲ-6に掲げる提案書等の提出方法を遵守しない場合
- (6) この実施要項に定める手続き以外の手法によって、選考委員会の委員又は関係者等と本プロポーザルに関する援助を求めた場合。
- (7) その他選考委員会が不適格と認めるとき。

3 審査及び選定方針

(1) 審査の方法

IV-2の失格事項に該当しない提案者を対象に、選考委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーション

提案内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。実施日時については電子メールで通知する。なお、参加人数は、各団体4名以内とする。

ア 実施日時 令和元年7月3日(水)(予定)(正式な実施日時は別途連絡する)

イ 実施場所 米子市児童文化センター

ウ 所要時間 90分以内(準備、説明、質疑応答、撤去含む)

エ 留意事項

- ・事前に提出した提案書類を用いて説明すること。既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。ただし、新たな追加提案は不可とする。
- ・機器を使用する場合は、提案者が準備すること。スクリーン及び電源タップは米子市が用意する。プラネタリウム室を使用する場合は、プレゼンテーションの2日前までに申し出ること。

(3) 審査の内容

提案書等の内容について、提案内容、見積書等を総合的に判断する。

(4) 選考結果の通知

ア 選考結果は、決定後速やかに全ての提案者に郵送で通知する(令和元年7月10日(水)を予定)とともに、米子市ホームページにて公表する。

イ 審査経緯については、公表しない。

ウ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

V 契約

1 契約に関する事項

(1) 契約締結の交渉

米子市は、最も優れた提案を行った者と業務委託契約に係る随意契約の締結交渉を行う。ただし、次のいずれかの事由により業務委託契約が締結できない場合には、次点の者と随意契約の締結交渉を行う。

ア 契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、米子市から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき。

(2) 契約金額

契約金額は、発注者の定める本業務に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

ア 本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、米子市において定める。

イ 提案書類に記載した総括責任者及び技術担当者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 契約条件

ア 契約条件は、「業務委託契約書」に定めるほか、鳥取県米子市契約規則（平成17年規則第43号）の定めるところによる。

VI その他

1 その他留意すべき事項

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。
- (3) 提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (4) 事業を実施するに当たっては、発注者と協議して進めていくものとし、設計において提案内容の一部変更を求めることがある。
- (5) 提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提案書類等の内容に含まれる著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとするが、審査の公表及びその米子市が必要と認めるときには、著作権法第18条第3項に基づき、米子市はこれを無償で使用できるものとする。
- (7) 提案者が提出する書類は、米子市情報公開条例上非公開の扱いとなるものを除き、公文書公開の対象となるので留意すること。
- (8) 提案を取り下げの場合は、辞退届（様式第7号）を提出するものとする。
- (9) 提出期限までに提案書類等を提出しない団体は、辞退したとみなす。